

自動運転サービス実証フィールド事業費補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、高齢者や児童などの交通弱者や観光地での訪問客の移動手段の確保に加え、少子高齢化に伴うドライバー不足が深刻化するなかで、必要な公共交通や日常生活に不可欠な物流を維持するため、市町村が自動運転サービスの導入を計画するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、自動運転サービスの導入を目指す県内の市町村（以下「市町村」という。）とする。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自動運転技術の実証フィールド整備や車両の技術検証、ビジネスモデルの構築など、自動運転サービスの導入検証に係る事業で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）自動運転の導入に向けた実証実験や実行計画を策定すること。
- （2）国の補助金活用に向けた企業等とのコンソーシアムなどの結成等を計画すること。
- （3）社会実装を念頭にした実証実験等は国の補助金を活用すること。
- （4）他の市町村への普及啓発のための自動運転車両の体験走行やワークショップを開催すること。
- （5）次条に規定する補助対象経費の総額が3,000千円を超えるものであること。
- （6）前各号に定めるもののほか、知事が別に定める要件に該当するものであること。

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助対象経費及び補助率等は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助率	上限額
公共交通や日常生活に不可欠な物流を維持するため、自動運転サービスの導入を計画するために要する経費	2 / 3 以内	1 市町村当たり 10,000千円

2 前項に規定する補助対象経費の費目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）委託料
- （2）使用料及び賃借料
- （3）報償費
- （4）旅費（費用弁償）
- （5）需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）

(6) 役務費 (通信運搬費、広告料)

(7) 備品購入費 (補助事業に直接関係するものに限る。)

- 3 第1項に規定する補助対象経費は、次条第1項に規定する補助事業の実施期間内において、発注 (契約の締結等をいう。以下同じ。) し、支出が完了したものとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、別に定めるものとする。

- 2 市町村は、交付決定前に発注することはできない。

(補助金交付申請書等)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条に知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書 (別紙1)

(2) 収支予算書 (別紙2)

(3) その他知事が必要と認める書類

- 3 市町村 (消費税法の納税義務者である特別会計で補助事業を実施する市町村に限る。以下同じ。) は、第1項に規定する交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号) の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。) を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- 4 規則第3条の知事の定める期日は、別に定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 補助事業者 (前条第3項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者に限る。) は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事へ報告しなければならないこと。

(2) 知事は、前号の報告があった場合、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(3) この補助金と重複して、各府省が実施する国庫負担 (補助) 制度による補助金の交付又は県からの同種の補助金等を受けてはならないこと。

(4) 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産 (以下「取得財産等」という。) については、補助事業の完了後においても、取得財産等管理台帳 (様式第3号) を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用

を図らなければならないこと。

- (5) 知事の承認を受けて財産処分を行う場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがあること。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の区分ごとに配分された額について、その20パーセント以内の金額の変更をいう。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更をいう。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられるもの
- (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更であるもの

(変更の承認の申請等)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更（中止・廃止）計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、知事が定める日までに提出しなければならない。

(実績報告書等)

第11条 規則第11条の実績報告書は、様式第7号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支決算書（別紙2）
- (3) 取得財産等管理台帳（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告

書の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額するよう手続を行うものとする。

- 5 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合においては、当該金額を様式第2号により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第12条 知事は、規則12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、補助金を支払うものとする。

（書類の保管等）

第13条 補助事業者は、当該補助事業に係る補助金と当該補助事業に係る当該市町村の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式第8号）を作成し、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

- 第14条 規則第17条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等の処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格単価10万円以上のものとする。
 - 3 規則第17条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が定める期間）とする。
 - 4 知事は、規則第17条の承認をする場合、当該取得財産等が前項に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（書類の提出部数等）

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、2部（正1部、写し1部）とする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

自動運転サービス実証フィールド事業費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 年度 自動運転サービス実証フィールド事業

2 交付申請額 金 円

3 関係書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

事業計画書

年 月 日

住 所
氏 名

①事業名	年度 自動運転サービス実証フィールド事業
②実施目的	
③事業内容	(事業内容) (実施期間) 年 月 日 ～ 年 月 日
④連携事業者	※他の事業者と連携して事業を行う場合に、その相手方を記載
⑤事業実施に係る法令	※事業実施に際し、法令に基づく許認可等を有することが必要である場合には、当該許認可等を有していることがわかる内容を記載
⑥事業を実施することにより期待される効果	
⑦予算額	(予算額) (内訳) ※積算根拠については、収支予算書に記載。

※事業内容の詳細がわかる補足資料を添付すること。

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	金 額	
県補助金		
起債		
一般財源		
そ の 他		
合 計 (※1)		

※1 合計欄は補助対象経費の合計額と一致させること。

(2) 支出

(単位：円)

経費区分		A	B	C (B×補助率※2)
区分	費目	内容・積算内訳	補助対象経費 (税込)	補助金交付 申 請 額 (千円未満切捨)
委託料				
使用 借料 及 び				
その他 経費				
合計 (※3)				

※2 補助率（補助上限額） 2/3 (1,000万円)

※3 補助対象経費の総額が300万円を超えていること。

事業費要件判定

様式第 2 号（第 7 条、第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

自動運転サービス実証フィールド事業費補助金交付要綱第 7 条及び第 1 1 条の規定により、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 規則第 1 2 条の規定に基づく補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

様式第 3 号（第 7 条関係）

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

財産名	規格	数量	単価（税込）	合計額（税込）	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助金額	備考
			円	円				円	

- （注） 1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化法に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）第 1 3 条第 1 号から第 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 1 4 条第 2 項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）及び（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格であれば一括記入して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 処分制限期間は、交付要綱第 1 4 条第 3 項に定める期間を記載すること。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

自動運転サービス実証フィールド事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更
補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、自動運転サービス実
証フィールド事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて
申請します。

1 事業名 年度 自動運転サービス実証フィールド事業

2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類
（1）事業変更（中止・廃止）計画書
（2）収支予算書
（3）その他知事が必要と認める書類

4 変更（中止・廃止）理由

5 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

事業変更（中止・廃止）計画書

年 月 日

住 所
氏 名

①事業名	年度 自動運転サービス実証フィールド事業	
	変更前	変更後
②実施目的		
③事業内容	(事業内容) (実施期間) 年 月 日 ～ 年 月 日	(事業内容) (実施期間) 年 月 日 ～ 年 月 日
④連携事業者	※他の事業者と連携して事業を行う場合に、その相手方を記載	
⑤事業実施に係る法令	※事業実施に際し、法令に基づく許認可等を有することが必要である場合には、当該許認可等を有していることがわかる内容を記載	
⑥事業を実施することにより期待される効果		
⑦予算額	(予算額) (内訳) ※積算根拠については、収支予算書に記載。	(予算額) (内訳)

※事業内容の詳細がわかる補足資料を添付すること。

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

補 助 事 業 遅 延 等 報 告 書

補助事業の遅延について、自動運転サービス実証フィールド事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業名 年度 自動運転サービス実証フィールド事業
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 補助事業の進捗状況
- 4 同上に要した経費
- 5 遅延等の内容及び原因

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付すること。
- 6 遅延等に対してとった措置
- 7 補助事業の遂行及び完了の予定
- 8 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

補 助 事 業 遂 行 状 況 報 告 書

補助事業の遂行の状況について、自動運転サービス実証フィールド事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業名 年度 自動運転サービス実証フィールド事業
- 2 補助金の交付の指令番号 年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 基準日 年 月 日現在
- 4 補助事業の遂行状況

補 助 金 交 付 決 定 通知年月日	補 助 金 交 付 決 定 通 知 額	補 助 事 業 に 要 する 経 費	左 の う ち 支 出 済 額
		円	円

- 5 担当者の氏名、連絡先
- 氏名 連絡先

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

自動運転サービス実証フィールド事業費補助金実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名 年度 自動運転サービス実証フィールド事業
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 取得財産等管理台帳 ※取得財産等がある場合
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 事業完了年月日
年 月 日
- 5 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

事業実績書

年 月 日

住 所
氏 名

①事業名	年度 自動運転サービス実証フィールド事業
②実施目的	
③事業内容	(事業内容) (実施期間) 年 月 日 ～ 年 月 日
④連携事業者	※他の事業者と連携して事業を行った場合に、その相手方を記載
⑤事業実施に係る法令	※事業実施に際し、法令に基づく許認可等を有することが必要である場合には、当該許認可等を有していることがわかる内容を記載
⑥事業を実施したことにより期待される効果	
⑦決算額	(決算額) (内訳) ※積算根拠については、収支決算書に記載。

※事業実施内容の詳細がわかる補足資料を添付すること。

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	金 額	
県補助金		
起債		
一般財源		
そ の 他		
合 計 (※1)		

※1 合計欄は補助対象経費の合計額と一致させること。

(2) 支出

(単位：円)

経費区分		A	B	C (B×補助率※2)
区分	費目	内容・積算内訳	補助対象経費 (税込)	補 助 金 実 績 額 (千円未満切捨)
委託料				
使用 借料 及 び				
その他 経費				
合計 (※3)				

※2 補助率（補助上限額） 2/3 (1,000万円)

※3 補助対象経費の総額が300万円を超えていること。

事業費要件判定

年度 自動運転サービス実証フィールド事業費補助金調書

県			市町村名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定額	補助率	科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち補助金 相 当 額	支出済額	うち補助金 相 当 額	翌 年 度 繰 越 額	うち補助金 相 当 額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止
され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する市町村の歳
出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、「歳出」の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分して
それぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業に係る市町村の歳出予算額の繰越し（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。
）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、「歳入」の「科目」欄に「前年
度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に、それぞれ補助金額を括弧書きで二段書きにすること。

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

取得財産等の処分承認申請書

補助事業により取得した財産の処分の承認を受けたいので、自動運転サービス実証フィールド事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 事業名 年度 自動運転サービス実証フィールド事業
- 2 補助金の交付の指令番号 年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 取得財産の品目及び取得年月日
- 4 取得価格及び時価
- 5 処分の方法
- 6 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先